

(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムに係る改修及び展示設計施工業務仕様書

## 1 業務名

令和6年度 環環共委第5号

(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムに係る改修及び展示設計施工業務

## 2 業務の目的

本業務は、南アルプスの自然環境や井川地域の歴史と文化の発信をとおして、南アルプスの自然環境の保全と利活用の調和を生み出す仕組みを創出するため、(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムにおいて改修及び展示の設計施工を行うものである。

## 3 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

## 4 施工場所とその概要

### (1) 所在地

旧静岡市立井川小学校（静岡市葵区井川708番地の1）

### (2) 建物

地上3階 鉄筋コンクリート造

### (3) 建築年

校舎：昭和49年（1974年）体育館：昭和50年（1975年）

### (4) 面積

延床面積 1909.9 m<sup>2</sup>（校舎及び体育館）、改修面積 687.35 m<sup>2</sup>

## 5 業務概要

### (1) 業務内容

- ① 改修及び展示に係る設計、施工及び工事（用途変更に伴う計画通知の作成等の業務を含む）

井川地域への来訪者、(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムへの来館者の利用増進と、南アルプスの自然環境や井川地域の歴史と文化の発信、継承、学び・体験の提供を目的とした、(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムの改修を含めた展示方法、展示内容等の設計及び施工

- ② 展示物の製作及び設置  
設計内容を具現化した展示物の製作及び設置
- ③ その他これらに付随する業務一式

### (2) 業務にあたっての留意事項

- ① 校舎1階は主に「展示エリア」とする。2階は「カフェ・レストラン・厨房室」及び「講義室」、3階は「展示品の倉庫」とする。これに基づき、各部屋の改修、設備等を含めた展示内容を提案し、運営できる状態とすること。

- ② 本業務での展示設計内容を制限しないため、別途本市発注の建築等修繕は、既存学校施設で教室等として使用していたそのままの形で引き渡す。

ただし、学校施設から用途が変更となるため、必要な法対応（内装制限や非常用照明の追加等）は本業務で行うこと。

なお、本業務範囲のうち、次の項目は別途本市発注の建築等修繕にて行う。

- ア 1階ホール部分の自動ドア及びFIX窓
- イ 2階カフェ・レストラン部分のFIX窓
- ウ 堅穴区画のための防火シャッター（電源含む）

その他、取り合い部分や諸条件についての詳細は、「(3) 並行して実施する建築等修繕についての留意事項」による。

- ③ 受託者は、原則としてその業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ本市の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

- ④ 展示物及び展示エリアについては以下の要素に留意すること。

- ア 「南アルプスユネスコエコパーク」の特徴を引き出すための企画・提案
- イ 「南アルプスの自然環境」及び「井川地域の歴史・文化」を生かした企画・提案
- ウ 「来館者への学び・体験」を提供するための企画・提案
- エ 来館者の好奇心を刺激するものを設計し施工すること。
- オ ただ鑑賞するだけでなく、来館者が五感で感じることができるなどのものを設計し施工すること。
- カ 展示は映像、情報機器を使用し、内容（コンテンツ）を切り替え可能にする等、容易に陳腐化しないよう工夫したものを設計し施工すること。
- キ 来館者が没入感により、南アルプスの自然や井川の魅力を体感できるよう工夫したものを設計し施工すること。
- ク 展示物に操作を要する場合は、オペレーターが不要であること。
- ケ 展示物は、来訪者の安全面、衛生面及びバリアフリーに配慮するなど、ユニバーサル対応をしたものとする。
- コ 展示エリアの空間に応じた空調設備を設置すること。なお、コスト削減と環境性能を意識した民生品の使用を検討すること。
- サ 展示照明にLED照明を使用するなど、省エネルギーを考慮して設計・施工すること。
- シ 展示エリアの既存照明を展示用のベースライトとして使用する場合は、LED照明に改修すること。
- ス 展示物のデザイン、仕様の細部、解説文、解説映像の内容等は市担当者と協議のうえ最終決定すること。

- ⑤ 揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料を使用すること。

- ⑥ 敷地内及び施設内のサイン計画を作成し設置すること。

- ⑦ 厨房、カフェ・レストランの什器を設置すること。なお、厨房設備の仕様は流し台、3口以上のガスコンロ、低温調理器等を使用して料理を提供できるようにすること。

- ⑧ 本業務で設置するものは、長期（10年程度）使用を前提とし、十分な耐久性を持たせること。また、映像システム等の更新が必要な装置は、長期使用に適するか十分に考慮すること。
- ⑨ 保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないような配慮をすること。
- ⑩ 納入をする機器等について、納入後に必要な交換部品、消耗品、保守点検、機器更新等の内容、時期、経費等を記載した、維持管理計画書を作成すること。維持管理計画書には、機器等の長寿命化を図るための方策やライフサイクルコストも併せて示すこと。
- ⑪ 災害時などの万一の場合の来館者の避難に十分に配慮した設計施工及び展示配置とし、材料も防火・防災などの法令に沿ったものとする。
- ⑫ 各設計・製作にあたっては、各関係法令等に合致し、公序良俗に反しないように留意すること。
- ⑬ アスベストの含有が判明した場合は、法令に沿った措置を行うこと。
- ⑭ 施設全体の用途変更に伴う計画通知作成業務等を行うこと。
- ⑮ 完成後に消防法等の各種検査に合格すること。
- ⑯ 建築基準法、消防法等の事前協議を行うこと。

(3) 並行して実施する建築等修繕についての留意事項

- ① 令和6年度中に外部及び内部の建築等修繕も並行して行われるため、下記のスケジュールを参照すること。

【参考】	2024年										2025年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
建築等修繕 (別途 本市発注)			→																
改修及び展示 (事業者)	審査	契約	計画通知	→															開館
			設備与件出し、内装展示設計、施工図設計、内装展示工事																

- ② 本業務として実施する施設の概要は以下のとおりとする。

階数	区分	部屋名	面積	改修及び展示エリア
1階	展示 エリア	玄関ホール	59.2㎡	○
		展示・ショップ(2室)	88.8㎡	○
		展示・映像ルーム(3室)	139.2㎡	○
		展示(2室)	61.75㎡	○
		トイレ(2室)	48㎡	
		廊下	72.8㎡	○
2階	カフェ・レストラン、 厨房室 及び 講義室	カフェ・レストラン、 厨房室	172㎡	○
		講義室(2室)	118.4㎡	
		トイレ	24㎡	
		廊下	93.6㎡	○

3階	展示品の倉庫（6室）	290.4㎡	
	トイレ	24㎡	

（別紙）平面図1参照

- ③ 本業務とは別に発注・施工する修繕の受注者及び工事監理者と十分に協議をした上で業務を実施すること。なお、別途本市発注の建築等修繕を実施した箇所については、撤去等を行わないこと。
- ④ 建築修繕との取り合い  
（別紙）平面図1参照
- ⑤ 電気設備修繕との取り合い
- ア 非常用照明及び誘導灯（誘導標識）の設置、電灯分電盤内の遮断器増設及び二次側以降の配管配線は、本業務にて行うこと。
- イ 空調用電源の電灯・動力分電盤内の遮断器増設及び二次側配管配線は、本業務にて行うこと。
- ウ 空調設備その他の想定電源容量は（別紙）参考電源容量表のとおりとする。なお、本施設は低圧受電施設であるため、展示用電気容量を含め電灯・動力とも低圧受電契約できる電気容量の上限に納まるように設計すること。また、展示内容により高圧受電の必要が生じた場合は、本業務で電力会社協議及び申請を行い、必要設備を用意すること。
- ⑥ 衛生設備修繕との取り合い
- ア 厨房への屋外・屋内配管（給水・排水・ガス）、厨房機器、流し及びグリストラップは本業務にて行うこと。
- イ 給排水設備は浄化槽の人槽以内に納まるように計画すること。なお、別途本市発注修繕で103.4人槽の浄化槽を用意する予定である。  
103.4人槽内訳（建物用途 図書館8ーハ：8人、飲食店一般5ーハ：95.4人）
- ⑦ 空調設備修繕との取り合い
- ア 1階展示エリア、玄関ホール、2階カフェ・レストラン、厨房室の空調設備及び厨房室内の換気設備の設置は、本業務にて行うこと。また、機種選定に際しては、部屋の用途に応じた熱負荷計算及び風量計算を行うこと。なお、想定空調設備仕様は（別紙）平面図2のとおりとする。

#### （4）著作権等

展示装置の著作権等は、本市に帰属する。また、展示に関する資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その一切の使用許可も含めて施工すること。

#### 6 その他

- （1）本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、これを解決するものとする。
- （2）施設計画は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令等の規定によるほか、静岡市の定める工事標準仕様書及び各種設計の基準、標準図、資料等を参考にし、各種の法令及び計画の遵守と整合を図ること。なお、本業務の従前用途は学校施設であることに留意すること。
- （3）本業務実施に際し作成した積算資料、納入仕様書、法令に関する協議録等の履行確認に必

- 要な書類については、発注者と協議のうえ提出すること。
- (4) 運営については、運営管理者を別途募集することを予定している。令和7年3月末に引き渡しを終えること。